

## 「ゆう活」に向けた全府省共通の取組事項について

平成28年6月24日

内閣官房

「ゆう活」の期間中（7・8月）、各府省におかれては、以下の事項を特に徹底していただき、具体的な取組を通じて超過勤務縮減に取り組まれたい。

なお、概算要求等に伴う作業などについては、別添のとおり回答を得ている旨、申し添えます。

### 1 20時までの消灯の励行

期間中は、本府省等（霞ヶ関等）において、原則として20時までの庁舎消灯を励行する。

### 2 幹部による各フロア巡回の励行

各府省等の幹部は、率先垂範して定時退庁を行うとともに、庁内の各フロア巡回等により職員の早期退庁を促す。

### 3 16時以降の会議、発注、待機の原則禁止

期間中は、16時以降に原則として会議を行わない。また、作業・調査依頼や法令・閣議決定等の協議について、16時以降の依頼や、超過勤務を前提とした短期間の締切設定を禁じる。したがって、16時以降の待機は原則として行わない。

※ このほか、期間中に限らず、作業・調査の重複排除にも引き続き取り組む。

以上

## (別添)

### ○ 概算要求等に伴う作業

例年8月末～9月上旬に提出を求めている概算要求関連調書（21調書）のうち、要  
求内容の詳細を把握するために作成する補助的調書（補助金等整理合理化等に関する  
調書、行政事業レビュー点検結果の概算要求への反映状況調等の12調書）については、  
昨年同様、提出期限を9月末までに延長する取組を引き続き継続する。

また、例年7月中旬～8月下旬に提出を求めている決算書作成関連調書についても、  
決算の計数確定までに作業が可能なものについては提出期限を6月以前に前倒しする  
とともに、決算書本体ではない「決算の説明」作成関連調書など後ろ倒し可能なもの  
については提出期限を9月中に変更する昨年同様の取組を引き続き継続する。

さらに、記載内容の簡素化等、各府省の作業負担の軽減を図る。

### ○ 機構・定員要求等に伴う作業

例年8月末～9月上旬に作成を求めている機構・定員要求等の関係資料について、  
昨年行った廃止（5資料）、提出期限の9月中旬への延長（11資料）、記載事項の簡  
素化・作成作業の前倒し（2資料）を継続するとともに、ゆう活期間中に新たな資料  
の提出は求めないこととする。

また、要求事項の大括り化や、要求理由や業務改革の内容等が共通するものの記載  
の一括化等を促進し、関係資料に係る分量及び作業量を減らす。

### ○ 会計検査院の実地検査

期間中の会計検査院の実地検査については、各検査対象機関と調整して、実質的な  
検査時間を確保しつつ、従前よりも検査開始時刻を早めるなどにより、検査対象機関  
の期間中の勤務時間に合わせて終了する。

### ○ 官庁訪問（採用活動）終了時刻の前倒し

官庁訪問（8月に実施）における就職希望者の面接の終了時刻（22時）をできる限  
り前倒しするよう取り組む。